

## **[事案 2019-164] 未経過保険料返還請求**

・令和2年2月10日 裁定不調

### **<事案の概要>**

保険料が年払の特約について、年度途中での解約はできないと保険会社より言われたことを不服として、未経過保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和60年8月に契約した終身保険に付加されていた入院・保障特約について、平成31年3月に解約を申し出たところ、保険会社より中途解約はできないと言われたが、本特約は、保険法施行後の平成25年8月に更新しているものであるから、平成31年3月に中途解約されたものとし、同年3月から7月までの未経過保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本特約は、平成25年8月（65歳時）に更新されたのではなく、契約当初から80歳満期の特約であることから、保険法施行前の契約となり、保険料不可分の原則が適用される。したがって、中途解約をしても未経過保険料が支払われるものではないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本特約が、平成25年8月に更新されたものとは認められないものの、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。